第２号様式
（第10条関係）

（文書指摘）

是正又は改善を要する事項

監査の対象となる事業者の名称	くすのキッズ第一、くすのキッズ第二	
監査実施年月日	令和５年12月18日(月)	
事　　項	内　　容	根　　拠
職員の配置について	土曜日の開所日について、第一は６月10日（土）及び17日（土）に開所しており、第二は６月３日（土）、６月10日（土）、６月24日（土）に開所している。 以上のことから、６月10日（土）は、第一及び第二クラブが開所しているが、支援員の数が二人のみの配置となっていた。 市基準条例第11条において、放課後児童支援員の数は、１つのクラブごとに、最低でも２人以上（うち１人は補助員でも可）を配置しなければならないと定められている。 これは、各児童クラブが運営規程で定めた開設時間の全ての時間帯に当てはまるものであり、例えば、夕方等の児童が少なくなる時間帯や、土曜日であっても同様である。 職員の配置基準を満たしてない日については開所日とすることはできないことから、６月10日（土）は、第一及び第二クラブのいずれか一方のみの開所となる。	いわき市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例第11条